

## 【具体的な手段】

### (1) 学力向上の取組

#### ① 授業時数の10%増

夏休み等の活用、朝の15分授業の実施、40分授業にして7時間目の実施など弾力的な授業時間設定、学校週5日制を基本としつつ、必要に応じた土曜日の授業の実施。

#### ② 分かりやすく、魅力のある授業

教科書の質量両面での充実、国語、英語などの充実、社会の要請に対応した教育内容・教科再編、全教室でITを授業に活用、発達障害児など特別な支援の必要な子供のための教員・支援員の適正配置や外部専門家の活用など全ての子供一人ひとりに応じた教育。

#### ③ 教員の質の向上及び教員が子どもと向き合う時間の大幅な増加

社会人採用のための特別免許状の活用促進、教員免許更新制導入に向けた取組、授業内容改善のための教員研修の充実、メリハリのある教員給与体系を実現する中でのがんばる教員の処遇の充実、副校長・主幹等の教職員の適正配置、事務の共同実施体制の整備・事務の外部委託・地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担の軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上。

#### ④ 学校が抱える課題への機動的な対処

学校の危機管理体制の整備、学校問題解決支援チームの創設、学校・教育委員会の説明責任の導入、全国学力・学習状況調査の結果の徹底的な検証及びその活用による教員定数や予算面での支援。

#### ⑤ 学校現場の創意工夫による取組への支援

学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発など教員のチームによる取組の支援、図書の実充。

### (2) 心と体の調和の取れた人間形成

#### ① 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる取組

徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実。

#### ② 体験活動の推進

全ての子供が自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)を経験、そのための指導者の活動支援、専門高校や専修学校等が地域社会と連携して行う特色のある職業教育の取組の積極的支援。

#### ③ 親の学びと子育てを応援する社会

学校と家庭、地域の協力による徳育の推進、家庭教育支援や育児相談の充実、科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の将来の無償化の検討など幼児教育の充実、保護者に対する啓発活動による有害情報対策。

④ 地域ぐるみの教育再生にむけた拠点づくり

「放課後子どもプラン」の全国での実施、地域ボランティアにより学校運営を支援する体制づくり、学校運営協議会の設置促進。

⑤ 社会総がかりでの教育再生のためのネットワークの構築

校長、教育委員会の意識改革、コーディネーターの養成・確保。

(3) 「教育新時代」にふさわしい財政基盤の在り方

社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、「教育新時代」を開くためにも、教育予算の内容の充実は重要である。このため、教育予算については、効率化を徹底しながら、メリハリを付けて教育再生に真に必要な教育予算について財源を確保する必要がある。

・初等中等教育再生のための3つの具体策

全国どこでも教育の機会均等を実現する。

- i) 必要なところに重点的な支援
- ii) メリハリある教員給与体系の実現
- iii) 地方における教育費の確保

(4) 大学・大学院改革（第2章参照）

### 3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

#### (1) 少子化対策の推進

少子化対策については、国や社会の存立基盤に関わる最重要政策課題であるという認識の下、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議「中間報告」に示された基本的考え方に基づき、平成19年内に重点戦略を策定するなど、取組を強化する。

#### 【基本的な考え方】

##### ① 働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現

今後の人口減少社会における子育て世代の就業促進等による労働力確保と、結婚や出産に関する国民の希望の実現による出生率回復の要請とを同時に満たすため、「憲章」及び「行動指針」を策定し、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進する。

##### ② 包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築

様々な働き方・ライフスタイルに対応し、特に3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）や事業所内保育施設を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築する。あわせて、児童虐待や障害など困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化を図る。

##### ③ 施策の有効性の点検・評価

利用者の視点に立って施策の有効性を点検・評価するための手法を開発するとともに、それに基づき、数値目標の見直しを含む「子ども・子育て応援プラン」<sup>68</sup>の改定等を進め、PDCAサイクルを定着させることにより、効果的かつ計画的に施策を遂行する。

##### ④ 少子化対策の財源の検討

有効な少子化対策の実施のためには、一定規模の効果的な財政投入の検討も必要であると考えられる。この場合、次世代育成支援の財源については、税制改革や社会保障制度改革の中で総合的に検討を進める必要がある。また、次世代の負担によって費用を賄うことのないよう、現時点で手当しな

<sup>68</sup> 「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日）

ければならない。個別施策の実効性や現物給付・現金給付のバランスに配慮しつつ、諸外国の企業拠出を含めた財源措置も参考にしながら、実効ある持続可能な家族政策のための財源規模や負担の在り方について、税制改革の議論と並行して国民的議論を行う。

## (2) 再チャレンジ支援

勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化している社会、すなわち、チャンスにあふれ、誰でも何度でもチャレンジが可能な社会を創り上げる。

### 【改革のポイント】

1. 長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。
2. 機会の均等化：様々な事情や困難を抱える人が就労や学習に積極的にチャレンジできるよう支援する。
3. 複線型社会の実現：高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大、二地域居住やUJIターンへの支援等を推進する。

### 【具体的手段】

#### (1) 「再チャレンジ支援総合プラン」の着実な実行

「再チャレンジ支援総合プラン」と「再チャレンジ支援策の今後の方向性」に基づき、次の事項を中心に引き続き再チャレンジ支援を一体的かつ総合的に推進する。

- ・地域において支援を必要とする若者を対象に、①すべての若者に対応、②1人の人があらゆる悩みに対応、③アウトリーチ(訪問支援)、④ネットワークの構築、⑤早期の対応、という5原則の下、支援を拡充する。
- ・二地域居住やUJIターン等の「暮らしの複線化」を推進するため、①社会的気運の醸成、②民間ビジネスとしての展開、③地域における活動の場の提供、④地域の受入れや交流促進のための仕組みの整備等の取組を強化する。

#### (2) キャリア教育等の推進

すべての若者が主体的に進路を選択することができるよう、「キャリア教育等推進プラン」に基づき、関係施策を推進する。

#### 4. 質の高い社会保障サービスの構築

社会保障は、人生のリスクに対するセーフティネットである。自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ国民のニーズにこたえた安全・安心で質の高いサービスを安定的に提供する持続可能な制度を構築する。

##### 【改革のポイント】

1. 医療・福祉等について、医師確保対策、医療制度改革、「新健康フロンティア戦略」<sup>69</sup>、がん対策、障害者施策等を推進し、国民のニーズにこたえた質の高いサービスを安定的に提供する。また、自殺者の減少に取り組む。
2. 年金について、社会保険庁改革、年金記録問題への対応、被用者年金制度の一元化、パート労働者への適用拡大等を推進する。
3. 社会保障の情報化を進め、国民が自らの給付と負担の情報等を容易に入手・管理できる仕組みの導入を目指す。

##### 【具体的手段】

###### (1) 医療・福祉等

- ・「緊急医師確保対策について」<sup>70</sup>に基づき、医師不足地域に対する国レベルの緊急臨時的医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備、女性医師等の働きやすい職場環境の整備、研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し、医療リスクに対する支援体制の整備、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進など、医師確保のための緊急対策に取り組む。また、看護師、助産師等の確保対策を推進する。
- ・小児医療や周産期医療の提供体制の充実やドクターヘリを含む救急医療体制の整備を進める。
- ・後期高齢者医療制度の施行、生活習慣病対策や介護予防の推進、療養病床の転換支援を含む地域ケア体制の整備、在宅ケアや終末期医療を含む地域における医療提供体制の整備等を進めるなど、医療制度改革を着実に推進する。
- ・「新健康フロンティア戦略」を推進するため、平成19年内に実施計画を策定する。また、「がん対策推進基本計画」<sup>71</sup>に基づき、10年以内のがんの死亡率<sup>72</sup>を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の

<sup>69</sup> 「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月18日)

<sup>70</sup> 「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)

<sup>71</sup> 「がん対策推進基本計画」(平成19年〇月〇日)

<sup>72</sup> 年齢調整死亡率(75歳未満)

推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組むとともに、難病対策や肝炎対策の充実に取り組む。

- ・原爆被爆者対策を総合的に推進する。
- ・「障害者基本計画」<sup>73</sup>に基づく重点施策実施計画を平成 19 年内に見直し、教育、就労、地域生活などへの支援を含む障害者施策全般を推進するとともに、障害者の自立と社会参加を促進する。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。
- ・中国残留邦人に対する新たな支援策を講ずる。
- ・「自殺総合対策大綱」<sup>74</sup>に基づき、10 年間で自殺率を 20%以上減少させるため、自殺対策を総合的に推進する。

## (2) 年金

- ・社会保険庁の「廃止・解体 6 分割」を図り、国の責任の下に、公的年金の新たな事業運営体制を構築する。
- ・年金記録問題については、国民の不安を解消するため、迅速かつ徹底的に取り組む。(P)
  - i) 基礎年金番号に統合されていない約 5,000 万件の記録については、直ちにシステム開発等を行い、1 年以内にすべての名寄せを完了した上で、同一人の可能性のある方々との間において、年金記録の確認を行う。
  - ii) 現在既に自己の記録に不安や疑問がある方々には速やかに対応することとし、電話相談等の相談体制の拡充を図る。
  - iii) 記録の訂正に際して、領収書等の証拠がない方については、第三者委員会を設置し、記録の訂正を公正に判断する。
  - iv) 記録訂正に伴い年金額が増加した場合、既に年金を受給している方については、消滅時効が完成していても支払い、今後年金を受給する方については、自動的に時効消滅させないこととし、正しい年金額を全額支給できるようにする。
  - v) 社会保険庁のマイクロフィルム記録や市町村の記録と、オンライン記録との照合調査についても計画的に実施し、進捗状況を公表する。
  - vi) 総務省に検証委員会を設置し、年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を早急に行う。
- ・平成 20 年度から、すべての被保険者に対し、保険料納付実績や年金額の見

<sup>73</sup> 「障害者基本計画」(平成 14 年 12 月 24 日閣議決定)

<sup>74</sup> 「自殺総合対策大綱」(平成 19 年 6 月 8 日閣議決定)

込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」を送付するなど、国民に対する年金情報の提供を強力に推進する。

- ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険の適用拡大を実現する。
- ・基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年改正法」<sup>75</sup>に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに2分の1に引き上げる。

### (3) 社会保障の情報化の推進

- ・情報通信技術を利用し、国民が質の高いサービスを効率的に利用できるよう、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」<sup>76</sup>を推進する。
- ・個人が自分の健康情報、年金や医療等の給付と負担等の情報を簡単にオンライン等で入手・管理できるとともに、社会保障に関する手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築を目指す。このため、「電子私書箱」(仮称)<sup>77</sup>を検討し、平成 22 年頃のサービス開始を目指すとともに、「健康ITカード」(仮称)<sup>78</sup>の導入に向けた検討を行い、平成 19 年内を目途に結論を得る。これらについては、密接な連携をとって一体的な推進を図ることとし、平成 19 年度内に、個人情報保護等に留意しつつ、全体的な基本構想を作成する。

<sup>75</sup> 「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 104 号)

<sup>76</sup> 「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」(平成 19 年 3 月 27 日)

<sup>77</sup> 「IT新改革戦略政策パッケージ」(平成 19 年 4 月 5 日)による構想

<sup>78</sup> 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」(平成 19 年 5 月 15 日)による構想

## 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化

国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。

### 【改革のポイント】

1. 「世界一安全な国、日本」の復活に向けた治安再生を推進するとともに、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定の確保に努める。
2. 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命と財産と生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。
3. 国民の身近なところでの事故やトラブル等に対処するため、公共交通や道路交通の安全対策を強化する。また、住まいや身近な施設、製品、食品等の安全性を確保するとともに、多重債務者対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現する。
4. 「海洋基本法」<sup>79</sup>等の成立を踏まえ、海洋政策を総合的に推進し新たな海洋立国の実現を目指す。
5. エネルギーの安全保障を確保するため、内外情勢の変化等を踏まえ、戦略的なエネルギー政策を推進する。

### 【具体的手段】

- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」<sup>80</sup>、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」<sup>81</sup>等に基づき地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。また、G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。
- ・「少年法」<sup>82</sup>の改正、「更生保護法」<sup>83</sup>の成立等を踏まえ、刑務所・少年院からの出所者の再犯を防止する観点から、入所中及び出所後の指導監督・支援を充実強化する。
- ・外国人の入国・在留管理体制の強化と不適正な在留活動の防止を図る。
- ・我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、「防衛計画の大綱」<sup>84</sup>に基づき、

<sup>79</sup> 「海洋基本法」(平成19年法律第33号)

<sup>80</sup> 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月18日)

<sup>81</sup> 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月28日)

<sup>82</sup> 「少年法」(昭和23年法律第168号)

<sup>83</sup> 「更生保護法」(平成19年法律第0号)

<sup>84</sup> 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日閣議決定)

弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、効率的な防衛力の整備を推進する。また、有事に備えた国民保護施策を推進する。

- ・「国家安全保障に関する官邸機能強化会議報告書」<sup>85</sup>を踏まえ、国家安全保障に関する官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備を行う。あわせて、平成18年12月に設置した「情報機能強化検討会議」の結果を取りまとめ、内閣の情報機能の強化を図る。
- ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。
- ・宇宙に関する基本法制の整備に向けた動き及び「地理空間情報活用推進基本法」<sup>86</sup>の成立を踏まえ、宇宙の利用・産業化を推進し、衛星を活用した測位・監視やインテリジェンス機能の強化、災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。
- ・飲酒運転対策、公共交通機関の総合的な安全対策、ITS<sup>87</sup>の活用等「第8次交通安全基本計画」<sup>88</sup>に基づく取組を着実に推進する。
- ・生活に密着した施設・製品の事故等の防止等を図るため、事故情報の収集・公開や安全対策の強化、官と民との新たなパートナーシップの構築等に取り組む。また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」<sup>89</sup>に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。
- ・科学に基づいたリスク評価・管理等食の安全と信頼の確保、食料をめぐる国際的な状況の変化を踏まえた食料供給力の維持・向上を図る。「新型インフルエンザ対策行動計画」<sup>90</sup>に基づく取組等新たな感染症への対応を行う。
- ・政府機関の情報セキュリティ人材の重点確保、緊急対応体制の強化（全府省庁参加によるGSOC<sup>91</sup>の運用）等「セキュア・ジャパン2007」<sup>92</sup>の取組を推進する。
- ・裁判員制度の円滑な導入、民事法律扶助や国選弁護に対応する日本司法支援センターの体制の充実等の司法制度改革を推進する。
- ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善

<sup>85</sup> 「国家安全保障に関する官邸機能強化会議報告書」（平成19年2月27日）

<sup>86</sup> 「地理空間情報活用推進基本法」（平成19年法律第63号）

<sup>87</sup> ITS（Intelligent Transport Systems）：高度道路交通システム

<sup>88</sup> 「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月14日）

<sup>89</sup> 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成18年12月15日）

<sup>90</sup> 「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成19年3月2日改訂）

<sup>91</sup> GSOC（Government Security Operation Coordination team）：政府横断的な情報収集機能、攻撃等の分析・解析機能等の事案対策促進機能

<sup>92</sup> 「セキュア・ジャパン2007」（平成19年〇月〇日）

プログラム」<sup>93</sup>を推進する。

- ・大陸棚調査の推進、海上保安の確保等海洋に関する施策に総合的に取り組む。
- ・省エネ・新エネの強力な推進、「次世代自動車・燃料イニシアティブ」<sup>94</sup>等による運輸エネルギーの次世代化、安全で平和的な原子力利用の推進、資源外交、アジア環境・エネルギー協力の展開等に取り組む。

---

<sup>93</sup> 「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日）

<sup>94</sup> 「次世代自動車・燃料イニシアティブ」（平成19年5月28日）

## 6. 多様なライフスタイルを支える環境整備

国民一人ひとりが豊かな生活を実感し、活力ある経済社会を実現するためには、多様なライフスタイルを追求できることが重要である。このため必要な基本的な環境整備に取り組む。

### 【具体的手段】

- ・ 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。
- ・ いじめ、不登校、児童虐待や「キレる」言動、非行などの問題行動への対応等を進める。
- ・ 改正教育基本法の目指すところにしたが、我が国の文化力の向上、伝統の継承に必要な措置を講ずる。また、文化財の保存・活用の強化、日本文化の戦略的発信の推進等を図る。
- ・ 誰もがスポーツに親しめる環境の整備を進め、生涯スポーツ社会の実現を図るとともに、トップレベル競技者の育成強化を図り、我が国の国際競技力を向上させる。また、子供が外遊びやスポーツに親しむ習慣や意欲の育成、環境の整備などを通じ、著しく低下している児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。
- ・ 「食育推進基本計画」<sup>95</sup>に基づき、「日本型食生活」<sup>96</sup>の実践など、国民運動として食育を推進する。
- ・ 地球環境にやさしく、安全・安心でゆとりある住生活を実現するため、住宅の長寿命化（200年住宅）に向けた取組を進めるとともに、高齢者、子育て世帯等の居住の安定確保を図る。
- ・ 農山村や海辺の暮らしを守るため、有害鳥獣対策を推進する。
- ・ NPO、社会的起業家、自治会等コミュニティ活動を行う主体などの「公」の担い手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進める。

<sup>95</sup> 「食育推進基本計画」（平成18年3月31日）

<sup>96</sup> 「日本型食生活」：日本の気候風土に適した米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活

## 第5章 平成20年度予算における基本的考え方

### 1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

- ・我が国経済は、平成19年度において、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門ともに改善が続き、自律的・持続的な経済成長が実現することが見込まれる。平成20年度においても、こうした成長が持続することが期待される。
  - ・人口減少社会下で、成長を持続させて生活の質を高めるため、「進路と戦略」で示された「新成長経済」の実現に向け、本「基本方針2007」に基づき、改革への取組を加速・深化する。
  - ・再びデフレに戻ることをないよう、民間需要主導の持続的な成長と両立する安定的な物価上昇率を定着させる必要がある。このため、政府と日本銀行は、マクロ経済運営に関する次の基本的視点を共有する。
    - ① 民需主導の持続的成長を実現する
    - ② 物価の安定を実現する
    - ③ 中期的な課題と統合的な政策運営を行う
    - ④ 透明性と説明責任を徹底する
- このことを前提に、日本銀行には、政府の政策取組や経済の展望と統合的なものとなるよう、金融政策運営において、物価の安定を確実なものとし、持続的な成長を支えていくことを期待する。
- ・なお、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

## 2. 平成 20 年度予算の方向

平成 20 年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」にのっとり、最大限の削減を行う。

### (1) メリハリの効いた予算編成

成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とする「経済・財政一体改革」の考え方の下、上記の基本姿勢に沿って、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行う。「第 2 章 成長力の強化」、「第 4 章 持続的で安心できる社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分の重点化・効率化を行う。

### (2) 予算原則に沿った規律ある財政運営

第 3 章で示した予算編成の原則に沿って、規律ある財政運営を行う。各府省は、この原則を踏まえ、新規施策の予算要求に当たっては、既存施策の廃止・縮減を行う。

### (3) 中期目標との整合性についての点検

平成 20 年度予算が財政健全化の中期目標の確実な達成と整合的であるかどうかについて点検を行う。

### (4) 予算における PDCA の強化

厳しい財政状況の下で、予算の重点化・効率化を一層進めるため、各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分行い得る基盤を整備するとともに、その必要性、効率性、有効性等を吟味する。また、実績が事前の評価を下回った事例等を十分に把握し、予算の重点化に活用するなど、適切に対応する。

### (5) 行政のスリム化・効率化等

「行政改革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等について、平成 20 年度予算に適切に反映させる。また、民間活力の活用や市場化テストの推進等により、公共サービスの質の向上及び経費削減を図る。財政投融資については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

(別表)

## EPA工程表

国・地域	現状	目標
シンガポール	協定本体は、2002年11月30日に発効。 2007年3月19日に改正議定書に署名。	発効済み。改正議定書の早期の発効を目指す。
メキシコ	協定本体は、2005年4月1日に発効。 日墨経済連携協定議定書は2007年4月1日発効。	発効済み。
マレーシア	2006年7月13日に発効。	発効済み。
フィリピン	2006年12月6日に国会で承認。	フィリピン上院の承認を得て発効する。
タイ	2007年4月3日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
チリ	2007年3月27日に署名。	2007年中の可能な限り早期の発効を目指す。
インドネシア	2006年11月に大筋合意。	2007年中の可能な限り早期の署名を目指す。
ブルネイ	2006年12月に大筋合意。	2007年中の可能な限り早期の署名を目指す。
ASEAN 全体	2005年4月に交渉開始。	ASEAN側の協力を得つつ、2007年中の可能な限り早期の実質的な交渉妥結を目指す。
韓国	2004年11月以来交渉中断。	交渉再開に向け、引き続き粘り強く韓国側に働きかける。
湾岸諸国 (GCC)	2006年9月に交渉開始。	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
ベトナム	2007年1月に交渉開始。	可能な限り早期に交渉の主要点についての実質的な妥結を目指す。
インド	2007年1月に交渉開始。	交渉開始から概ね2年間のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指す。
スイス	2007年5月に交渉開始。	物品の貿易のみならず、投資・サービス貿易、知的財産等、幅広い分野においてハイレベルのルール作り及び経済関係の強化を目指す。
オーストラリア	2007年4月に交渉開始。	農林水産業の重要性を十分認識し、守るべきものは守るとの方針の下、我が国にとって最大限のメリットを獲得することを目指す。